

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 高压ガス製造保安責任者免状及び高压ガス販売主任者免状に関する事務の委託 (消 防 課) 一
- 液化石油ガス設備士免状に関する事務の委託 (同) 一
- 生活保護法による介護機関の指定 (社会福祉課) 一
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (同) 二
- 生活保護法による指定介護機関の指定辞退の届出 (同) 三
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (同) 三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 四
- 県営土地改良事業換地計画の縦覧 (農村整備課) 四
- 海岸保全区域の変更(二件) (水産業基盤整備課) 四
- 海岸保全区域の廃止 (同) 五
- 漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定 (同) 六
- 保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 六
- 保安林の指定施業要件の変更 (同) 六
- 保安林の指定施業要件の変更の予定 (同) 六
- 道路の区域変更(二件) (道 路 課) 七
- 道路の供用開始(二件) (同) 七
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧(三件) (都市計画課) 八

- 都市計画事業の事業計画変更の認可(七件) (同) 八
- 開発行為に関する工事の完了(四件) (建築宅地課) 一一

告 示

○ 宮城県告示第三百四十号
 高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二十九条の二第一項の規定により、高压ガス製造保安責任者免状及び高压ガス販売主任者免状に関する事務を次のとおり委託したので、高压ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号)第八条第二号の規定により公示する。
 平成三十一年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

委託先の名称	免状交付事務の内容	免状交付事務所	委託期間
高压ガス保安協会	高压ガス製造保安責任者免状及び高压ガス販売主任者免状の交付及び再交付に関する事務	東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号	平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○ 宮城県告示第三百四十一号
 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四十九号)第三十八条の四の二第一項の規定により、液化石油ガス設備士免状に関する事務を次のとおり委託したので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和四十三年政令第十四号)第七条第二号の規定により公示する。
 平成三十一年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

委託先の名称	免状交付事務の内容	免状交付事務所	委託期間
高压ガス保安協会	液化石油ガス設備士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務	東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号	平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○ 宮城県告示第三百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成三十一年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
桜樹訪問看護ステーション	栗原市若柳字川北元町裏一四	株式会社リハサポート桜樹	栗原市志波姫新沼崎七九番地八	平成三十年十二月一日

○宮城県告示第三百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成三十一年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
柴田町地域包括支援センター	柴田郡柴田町大字船岡字中島六八番地	柴田町社会福祉協議会	柴田郡柴田町大字船岡字中島六八番地	平成二十七年九月一日
社会福祉法人蔵王町社会福祉協議会	柴田郡柴田町船岡中央一丁目九一二	社会福祉法人蔵王町社会福祉協議会	柴田郡蔵王町大字円田字十文字北三番地一	平成二十八年一月十二日
蔵王町訪問看護ステーション	刈田郡蔵王町大字円田字愛宕前二九番地	社会福祉法人蔵王町社会福祉協議会	刈田郡蔵王町大字円田字十文字北三番地一	平成二十八年一月十二日
つくし薬局名取増田店	刈田郡蔵王町大字円田字十文字北三番地一	株式会社ワークイン	岩手県花巻市松園町一丁目六番一号	平成三十一年二月二十日

新

○宮城県告示第三百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり指定の辞退があった。

平成三十一年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称
大崎市社会福祉協議会鹿島台福祉用具貸与事業所	大崎市鹿島台平渡字上敷一九一七	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会
		介護サービスの種類
		福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与
		廃止年月日
		平成三十一年一月三十一日

○宮城県告示第三百四十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成三十一年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五一一〇〇三三五	児童発達支援・放課後等デイサービス ぐれいす 岩沼市中央二丁目五番二十八号	児童発達支援、放課後等デイサービス	株式会社グレイス	平成三十一年四月一日

○宮城県告示第三百四十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成三十一年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

岩手県上閉伊郡大槌町末広町六番四十号

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇二〇〇三五六	サンネットなごみ 石巻市蛇田字小斉二十九	生活介護	社会福祉法人 石巻祥心会	平成三十一年四月一日
○四一〇二一〇四七〇	デイサービスセンター わたぼうし 石巻市鹿又字蓬菜二百七十五番地	生活介護・自立訓練（生活訓練）	有限会社太陽 介護サービス	平成三十一年四月一日
○四一〇五〇〇五六五	Orange Matsuri 気仙沼市三日町二丁目二番十五号	就労継続支援B型	特定非営利活動法人 ネットワークオレン	平成三十一年四月一日
○四一〇六〇〇二二五	ABAIN 白石市福岡深合字三本松百番地	就労継続支援B型	株式会社エスシー	平成三十一年四月一日
○四一〇七〇〇五一二	就労継続支援B型 M.A.K.A.N.A.（マカナ） 名取市上余田千刈田五百八十一	就労継続支援B型	株式会社ゲンマ	平成三十一年四月一日
○四一一二〇〇六七八	多機能型事業所 ひだまりポッケ 登米市迫町北方字大洞百十八・九十九	生活介護	株式会社アンソレイユ	平成三十一年四月一日
○四一一五〇〇七九六	多機能型事業所 ma	就労継続支援A	有限会社 太	平成三十一年

○宮城県告示第三百五十二号
 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である気仙沼市長が管理を行う区域を次のとおり定める。
 平成三十一年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称		地区 海岸名	指定区域
沿岸名	漁港名		
三陸南沿岸	杉ノ下漁港海岸	杉ノ下地区海岸	平成三十一年四月五日宮城県告示第三百四十九号により海岸保全区域として指定した気仙沼市波路上杉ノ下地区内の杉ノ下漁港海岸保全区域のうち杉ノ下漁港区域に接する区域

○宮城県告示第三百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
 平成三十一年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

黒川郡大郷町大松沢字薬研沢堤下一〇の二から一〇の四まで、一〇の七から一〇の二二まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第三百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
 平成三十一年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 石巻市（次の図に示す部分に限る。）
 (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。
 平成三十一年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

登米市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

登米市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
登米市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十一年四月五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大島浪板線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	後	後	前	後
気仙沼市浪板三九七番一地先から 同市浪板三〇五番一地先まで		九・一 一六・七	五・〇 一六・七	七五・七 七五・七

気仙沼市浪板二四二番一地先から
同市浪板二四〇番一地先まで

気仙沼市浪板二二八番四地先から
同市浪板一八一番一地先まで

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	後	後	前	後
五・一 一〇・〇	九・七 一三・四	六・八 一一・八	五・二 八・九	四九・一 四九・一
				六〇・〇 六〇・〇

○宮城県告示第三百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十一年四月五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大島浪板線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	後	後	前	後
一六・〇 三四・四	二〇・二 三五・二	一一・〇 一六・四	一七・四 六二・四	二七・九 二七・九
				九九・五 九九・五

○宮城県告示第三百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十一年四月五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道 大島浪板線		気仙沼市大浦二八番一地从先から 同市浪板二八二番八地先まで	平成三十一年 四月六日
		気仙沼市浪板三九七番一地从先から 同市浪板三〇五番一地先まで	
		気仙沼市浪板二四二番一地从先から 同市浪板二四〇番一地先まで	
		気仙沼市浪板二二八番四地先から 同市浪板一八一番一地先まで	

○宮城県告示第三百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十一年四月五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道 大島浪板線		気仙沼市磯草三六番一地从先から 同市三ノ浜一九七番地先まで	平成三十一年 四月七日 午後三時

○宮城県告示第三百六十号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画地区計画

2 名称 蛇田西部地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百六十一号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画地区計画

2 名称 蛇田北部地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百六十二号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画地区計画

2 名称 須江地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

平成三十一年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画道路事業
2 名称

三・四・百十三号矢本門脇線
三・二・二号門脇流留線

二 施行者の名称

宮城県

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

平成三十一年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画道路事業

2 名称

三・二・二号門脇流留線

二 施行者の名称

宮城県

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第三百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

平成三十一年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画道路事業

2 名称

三・二・二号門脇流留線

二 施行者の名称

宮城県

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第三百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

平成三十一年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・一・百三十一号八幡築港線

二 施行者の名称

宮城県
三 事務所の所在地
仙台市青葉区本町三丁目八番一号
四 事業地

- 1 取用の部分
変更なし
- 2 使用の部分
変更なし

○宮城県告示第三百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画法事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

平成三十一年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画法事業の種類及び名称
1 種類

気仙沼都市計画道路事業

2 名称

三・四・四号片浜鹿折線

二 施行者の名称

宮城県

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

- 1 取用の部分
変更なし
- 2 使用の部分
変更なし

なし

○宮城県告示第三百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画法事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

平成三十一年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画法事業の種類及び名称
1 種類
栗原都市計画道路事業

- 2 名称
三・四・二号源光町田線

二 施行者の名称
宮城県

三 事務所の所在地
仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

- 1 取用の部分
変更なし
- 2 使用の部分
なし

○宮城県告示第三百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画法事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

平成三十一年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画法事業の種類及び名称

1 種類
大崎広域都市計画道路事業

2 名称
三・五・十二号並柳福浦線

二 施行者の名称
宮城県

三 事務所の所在地
仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

- 1 取用の部分

変更なし
2 使用の部分
なし

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十一年四月五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
多賀城市大代五丁目六番三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市青葉区本町二丁目十番二十八号
クリエイトプランニング株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十一年四月五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市赤井字関の内四号三百六十番二、三百六十番七、三百六十一番七、三百六十一番八、三百六十一番九、四百六番、三百六十番三の一部
石巻市茜平五丁目二十二番地 仮設蛇田西部第二団地三一四号
阿部 健一

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成三十一年四月五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市赤井字南一百八十五番一、百八十五番二、百八十六番の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

石巻市渡波字卯津木花三十六番地一
立花 善夫

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十一年四月五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

黒川郡大和町吉岡字西原九番三、十三番の一部、十三番百六十五、十三番百六十六、十三番百六十七
黒川郡大和町宮床字下小路二十四番地
株式会社みちのく建設
富谷市成田五丁目十六番地六
株式会社福互